

自動車運送事業者に対する行政処分基準の一部改正について

酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化 トラック、バス、タクシー

- 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合、現行の酒酔い・酒気帯び運行の業務に加え、新たに指導監督義務と点呼実施義務について違反行為を設ける(それぞれの違反行為について加算)^{※1、2}

違反行為	処分内容	
酒酔い・酒気帯び運行の業務 現行	初違反	100日車
	再違反	200日車
飲酒運転防止に係る指導監督が未実施 新設	初違反	100日車
	再違反	200日車
飲酒運転防止に係る点呼が未実施 新設	初違反	100日車
	再違反	200日車

※1 指導監督・点呼実施について、明らかに実施されていることを指導・点呼記録により事業者が証明した場合は処分対象外

※2 現行と同様、処分日車数による行政処分に加え、最長14日間の事業の事業停止処分を付加

処分量定の引き上げ(違反件数に比例した処分の導入) トラックのみ

- 勤務時間等基準告示の遵守違反^{※3}

未遵守件数	処分内容			
	初違反		再違反	
5件以下	警告	(変更なし)	10日車	(変更なし)
6件以上 15件以下	現行 10日車	改正後	現行 20日車	改正後
		2日車/ 未遵守1件		4日車/ 未遵守1件
16件以上	現行 20日車		現行 40日車	

- 点呼の実施違反^{※3}

未実施件数	処分内容			
	初違反		再違反	
19件以下	警告	(変更なし)	10日車	(変更なし)
20件以上 49件以下	現行 10日車	改正後	現行 20日車	改正後
		1日車/ 未実施1件		2日車/ 未実施1件
50件以上 最大100件	現行 20日車		現行 40日車	

※3 現行と同様、違反の様態により、30日間の事業の停止処分となる場合がある。